



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ フ コ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 最 高 執 行 責 任 者 山 本 利 行
(コ ー ド 番 号 7 9 8 8 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 財 務 ・ 経 理 部 長 本 多 純 二
(T E L 0 3 - 5 4 7 6 - 4 8 5 3)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたが、具体的な取得方法について下記の通り決定しましたので、お知らせ致します。

記

1. 取得方法

本日 (平成 27 年 4 月 13 日) の終値 4,445 円で、平成 27 年 4 月 14 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)

当該買付注文は当該取引時間限りの注文と致します。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,799,700 株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 7,999,666,500 円 |

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(注 3) 本買付けによる取得株式数及び取得価額の総額が、本日付で設定した自己株式取得枠における取得する株式の総数の上限 (2,000,000 株) 又は取得価額の総額の上限 (80 億円) のいずれかに達する場合を除き、平成 27 年 4 月 14 日以降、平成 27 年 7 月 13 日まで (但し、平成 27 年 4 月 23 日から平成 27 年 4 月 30 日までの期間を除く。) の期間内において、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け若しくは立会市場における買付けのいずれか又は双方を実施することにより、自己株式の取得を継続していく予定です。

3. 取得結果の公表

平成 27 年 4 月 14 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表致します。

(ご参考)

平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会における自己株式取得に関する決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式

- (2) 取得し得る2,000,000株(上限)
株式の総数(発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する割合3.77%)
- (3) 株式の取得価額80億円(上限)
の総額
- (4) 取得期間平成27年4月14日から平成27年7月13日まで
(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)
- (5) 取得の方法東京証券取引所における市場買付け
 - ① 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
 - ② 取得し得る株式の総数から上記①により取得した株式の数を控除した数を上限とする、東京証券取引所の立会市場における買付け

(注1) 本日付「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載の通り、当社は、取得する株式の総数及び取得価額の総額を上記取得枠の上限とする事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得を平成27年4月14日に行うことを決定致しました。

(注2) 平成27年4月14日に実施予定の事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得株式数又は取得価額の総額が上記取得枠における取得する株式の総数の上限又は取得価額の総額の上限のいずれかに達する場合を除き、同日以降上記取得期間内において、上記いずれか又は双方の方法による市場買付けを実施することにより、自己株式の取得を継続していく予定です。

以上